

# 新型コロナウイルス感染拡大予防対応方針

黒崎ひびしんホール  
令和2年6月15日策定

## 1. 対応方針の位置づけ

この対応方針は、公益社団法人全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月25日）に基づき、黒崎ひびしんホールにおける新型コロナウイルス感染拡大予防のため、黒崎ひびしんホール（以下「当館」という）が施設管理者、公演等主催者として取り組み事項、（当館以外の）公演等主催者に対して要請を行う事項等につき、整理したものである。

なお、この対応方針の内容は、上記ガイドラインの変更等を踏まえ、必要に応じて適宜改正を行うこととする。

## 2. 感染防止のための基本的な考え方

北九州市（以下「市」という。）及び黒崎ひびしんホール、公演等主催者は、公演等の規模や態度を十分に踏まえ、施設の管理・運営に従事する者（以下「従事者」という。）、公演等の鑑賞等を行うために施設に来場する者（以下「来場者」という。）出演者及び公演等の開催に携わるスタッフ（公演等主催者を除く。以下「公演等関係者」という。）への新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、必要となる負担を考慮に入れつつ、最大限の対策を講ずることとする。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染拡大のリスクが高いと考えられるため、こうした環境の発生を極力防止する等、すべての主体が相互に感染回避に徹底して取り組むことが重要である。

さらに、劇場、音楽堂等の施設においては、これまでクラスターは基本的に発生しておらず、各種法令等により高機能の空調設備の整備が義務付けられており、強制的な機械換気が可能なこと、また、公演中は、来場者は一方向を向き、対面による会話等が原則想定されないこと等も踏まえて、以下の具体的な対策を講ずることとする。

## 3. 施設管理者としての具体的な対策

### （1）リスク評価

施設の利用にあたっては、黒崎ひびしんホールは施設管理者として、コロナウイルスの主な感染経路である接触感染（①）及び飛沫感染（②）につき、リスク評価を行う。

さらに、大規模な人数の移動や県域を越えた移動が惹起される公演等は、必要に応じて市とも協議の上、集客施設としてのリスク評価（③）及び地域における感染状況のリスク評価（④）を行う。

これらの結果、利用を回避すべきとの判断に至った場合は、できるだけ速やかに公演等主催者に対し、その旨を伝達する。

### ①接触感染のリスク評価

施設内の共有する物品やドアノブ等、手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価するもの。高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、自動販売機等)には特に注意を要する。

### ②飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、公演等の態様を踏まえ、人と人との距離や位置、方向、施設内での大声での対話等が頻発する場所等の状況を評価するもの。

### ③集客施設としてのリスク評価

開催にあたり、大規模な人数の移動や県域を越えた移動が見込まれるか、施設内での入退場が長時間滞留せず、人と人との距離が一定程度確保できるかどうか等については、これまでの施設の来場実績等に鑑み、評価するもの。

### ④地域の生ける感染状況のリスク評価

地域での感染者の確認状況を踏まえ、施設管理への影響について評価するもの。

## (2) 施設内の各所における対応策

リスク評価(①②)を踏まえ、以下の措置を講ずるとともに、公演等主催者への要請や来場者へ周知を図る。

### ①全般的事項

- ・施設内のドアノブや手すり等、不特定多数が触れやすい場所について、定期的に消毒を行う。なお、消毒液は、当該場所に最適なものを用いる。(以下、消毒液に関する記載について同じ)
- ・会場内の換気のため、空調設備の常時稼働(機械換気)を行うとともに、公演等の前後及び休憩中は、客席扉とエントランス扉と開放する。
- ・可能であれば、公演等主催者と調整の上、公演中も定期的に、扉の開放等を行う。

### ②各施設(大ホール、中ホール) 入口

- ・各施設の入口等に、手指消毒用の消毒液を設置する。
- ・入場待機者には、最低1mの間隔を空けた整列を促す等、人が密集しない措置を行う。(前後左右1m間隔で、大ホールは横2列、中ホールは横3列での整列を基本とし、共用ロビーに整列可能な人数を超過した場合の対応等)も含め、事前に公演等主催者と調整を行う。

#### 【※参考:上記方法による整列可能人数】

【大ホール】 1階入口 約20名(1階入口扉から正面玄関入口前までの整列時)  
2階入口 約60名(2階入口扉からスペースから階段前までの整列時)

【中ホール】 1階入口 約30名(1階入口扉から1階エレベーター方向の整列時)

### ③チケット窓口

次のとおり対応を行うとともに、公演等主催者（当日券販売等を行う場合）に対しても同様の取組みを要請する。

- ・対面での販売時。アクリル板、透明ビニールカーテン等の設置により、購入者との間を遮蔽する。
- ・購入者には、最低1mの間隔を空けた整列を促す等、人が密集しない措置を行う。
- ・現金の取り扱いをできるだけ減らすため、今後ともオンラインチケット販売の拡充に努める。

### ④ロビー、休憩スペース

- ・公演等の前後及び休憩中に人が滞留しないよう、また来場者同士の会話、接触等を回避するよう、館内掲示や場内アナウンス等により促す。
- ・客席扉、エントランス扉の開放等により、常時換気に努める。
- ・テーブル、椅子等、物品の消毒を定期的に行う。

### ⑤会議室、練習室

- ・密な状況が生じないよう、利用人数、利用方法等に十分配慮するよう促す。
- ・扉の開放等により、常時換気に努める。
- ・テーブル、椅子等、物品の消毒を定期的に行う。

### ⑥楽屋、控室

- ・密な状況が生じないよう、利用人数、利用方法等に十分配慮するよう促す。
- ・扉の開放等により、常時換気に努める。
- ・テーブル、椅子等、物品の消毒を定期的に行う。
- ・当面の間、受付事務所からの湯飲み等の貸出は行わない。

### ⑦トイレ

- ・不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう、掲示を行う。
- ・ハンドドライヤーはウイルスを拡散するため使用しないこととし、その旨掲示を行う。
- ・トイレの混雑時は最低1mの間隔を空けて整列するよう、整列位置を明示するとともに公演等主催者に対し、来場者に整列を促すよう要請する。

### ⑧清掃・ゴミの廃棄

清掃事業者に対し、次のとおり感染予防措置を要請する。

- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・作業を終えた後は、手洗いをを行う。

### (3) 従事者に関する感染防止策

- ・施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とする等、スタッフ配置を工夫する。
- ・マスク着用や手指消毒を徹底する。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・出勤前に検温を行い、発熱や以下の症状がある場合は、自宅待機を行う。  
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐。

- ・施設管理者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握しておく。
- ・従事者の感染が疑われる場合、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

#### (4) 周知・広報

感染予防のため、以下について来場者に対し、周知・広報を行う。

- ・咳エチケット、マスク着用（未就学児を除く）手洗い・手指消毒の徹底。
- ・社会的距離の確保の徹底。
- ・発熱や以下の症状がある場合は、来場を控えること。  
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐。

#### (5) 保健所との関係

感染の疑いのある者が発生した場合等に、速やかに連携が図れるよう、保健所との連絡体制を整えておく。

## 4. 公演等主催者としての具体的な対策

公演時の、地域における新型コロナウイルス感染状況等を踏まえ、必要とされる感染防止対策の水準等を考慮しつつ、原則として、以下のような対策を行う。

また、(当館以外の) 公演等主催者に対しても、同様の対策を行う要請することとし、公演等主催者が必要な措置を講じていないと認められる場合、施設管理者は公演等主催者に対し、必要な措置を講ずるように十分協議を行う。

### (1) 公演前の対策

#### ① 入場制限・社会的距離の確保

公演等の企画にあたり、以下のような方法等、密な状況が生じない方法を検討する。

- ・適正な間隔を確保した入場待機列の設置（3（2）②の参照のこと）
- ・開場時間、休憩時間の延長
- ・券種やブロックごとの時間差での入退場
- ・チケット確認（もぎり）の簡略化（来場者が自分で半券を切って箱（もぎり台）に入れ、公演等主催者がそれを目視で確認する方法等）
- ・適正な間隔を確保した座席配置（着席可能な席の明示）（4（2）③の参照のこと）
- ・入場整理券の配布（自由席の場合）
- ・特に高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる公演等については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討する。

#### ② 来場者との関係

- ・チケットシステム等により、公演ごとに、来場者の氏名及び緊急連絡先の把握、名簿の作成に努める。また、来場者に対し、こうした情報が必要に応じ、保険所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。

- ・来場前の検温のほか、発熱や以下の症状がある場合は、来場を控えていただくことを事前に周知を行う。  
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐。

### ③公演等関係者との関係

- ・氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、公演等関係者に対し、こうした情報が必要に応じ、保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
- ・この対応方針及びこれを踏まえた現場の対応等につき、全員に周知徹底を図る。

## (2) 公演当日の対策

### ①周知・広報

感染予防のため、施設管理者と協力の上、以下について来場者に対し、周知を行う。

- ・咳エチケット、マスク着用（未就学児を除く。）手洗い・手指消毒の徹底。
- ・社会的距離の確保の徹底。
- ・発熱や以下の症状がある場合は、入場を控えること。  
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐。

### ②来場者の入場時の対応

- ・発熱や以下の症状がある場合や、新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触がある場合は入場しないよう、来場者に要請する。  
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐。
- ・発熱については、原則として、入口付近でサーモカメラ等による検温を行うこととし、その結果、発熱を検知した場合は、再度体温計による測定を行い、最終判断を行う。
- ・余裕を持った入場時間の設定、券種やブロックごとの時間差での入場等を検討する。
- ・入場時のチケット確認（もぎり）の際は、マスク、手袋等を着用する。また、チケット確認（もぎり）の簡略化についても検討する。
- ・パンフレット・チラシ・アンケート等を配布の際もマスク、手袋等を着用する。
- ・入待ち、プレゼント、差し入れ等は控えるように呼び掛ける。
- ・オペラグラス等の貸出を行う場合は、十分な消毒を行う。

### ③公演会場内の感染防止策

- ・接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用や会話の抑制等、複合的な予防措置に努める
- ・会場内の換気のため、空調設備の常時稼働（機械換気）を行うとともに、公演等の前後及び休憩中は、客席扉とエントランス扉を開放する。可能であれば、公演中も定期的に扉の開放等を行う。
- ・公演等の参加人数の上限は、市が「施設・イベントに関する基本方針」等により、定める人数とする。
- ・座席の最前列は舞台前から十分な距離を取り、また、感染予防に配慮した座席配置（前後左右を空けた座席配置、又は距離を置くことと同等の効果を有する措置等）に努める。
- ・来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッ

チをする等) は行わない。

- ・ 来場者同士の会話、接触等は控えていただくよう、場内アナウンス等で要請する。
- ・ 余裕を持った休憩時間を設定し、トイレ、自動販売機周辺等の混雑の緩和に努めるとともにトイレの混雑時は最低1mの間隔を空けて整列するよう、来場者に促す。

#### ④公演等関係者の感染防止策

- ・ 公演等の運営に必要な最小限度の人数とする。
- ・ 来場前に検温を行い、発熱や以下の症状がある場合は、自宅待機を行う。  
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ・ 表現上困難な場合を除き、原則としてマスクを着用するとともに、出演者間で十分な間隔をとる。併せて、公演等の前後での手指消毒を徹底する。
- ・ 仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な状況の防止に努める等、十分な感染予防措置を講ずる。
- ・ 機材や備品、用具等の取扱者を選定し、不特定者の共有を制限する。
- ・ マイク等、接触感染や飛沫感染の恐れがある貸出備品については、使用の前後等、定期的に消毒を行う。
- ・ 楽屋等では、使い捨ての紙皿やコップを使用する（当面の間、受付事務所からの湯飲み等、の貸出は行わない）とともに、密な状況が生じないように、利用人数、利用方法等に十分配慮し、扉の開放等により、常時換気に努める。
- ・ エレベーター等の利用時においても、密な状況が生じないように配慮する。
- ・ 公演等主催者は、公演等関係者の緊急連絡先や勤務状況を把握しておく。
- ・ 公演等関係者の感染が疑われる場合、保険所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

#### ⑤感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・ 感染が疑われる者が発生した場合は、速やかに別室へ隔離を行うとともに、受付事務所へ報告する。
- ・ 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・ 速やかに医療機関及び保険所へ連絡し、指示を受ける。

#### ⑥当時券販売、物販等

- ・ 対面での販売時、アクリル板、透明ビニールカーテン等の設置により、購入者との間を遮蔽する。
- ・ 購入者には、最低1mの間隔を空けた整列を促す等、人が密集しない措置を行う。
- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインでの販売に努める。
- ・ 従業員は、マスクの着用と手指消毒を徹底する。
- ・ 多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は極力取り扱わない。（衣服等のサンプル品・見本品を展示する場合は、来場者が触れない位置に展示する）

#### ⑦来場者の退場時の対応

- ・ 余裕を持った退場時間の設定、券種やブロックごとの時間差での退場等を検討する。
- ・ 出待ち、面会等は控えるように呼び掛ける。

### (3) 公演後の対策

- ・公演ごとに、来場者の氏名及び緊急連絡先の把握、名簿の作成・保存に努める。
- ・感染が疑われるものが発生した場合、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- ・個人情報保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずる。